2　合理的配慮に当たり得る配慮の具体例
(1)　物理的環境への配慮の具体例
○　施設・敷地内において、車椅子・歩行器利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
○　配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡すことやパンフレット等の位置を分かりやすく教えること。
○　目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、左右・前後・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりすること。
○　障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にすること。
○　不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、書類を押さえたり、パインダー等の固定器具を提供したりすること。
○　災害や事故が発生した際に、障害者本人に対し直接、知らせたり誘導をしたりすること。
(2)　意思疎通の配慮の具体例
○　筆談、要約筆記、読み上げ、手話、点字、拡大文字など障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を用い、分かりやすい表現を使って説明を行うこと。
○　情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触れることができないものを確認できる模型や写真等の提供等）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供（筆談による面談、読み上げ原稿や図などを活用した見やすい資料の提供、要約筆記者や手話通訳者の用意等）、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。
○　意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認すること。
○　比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明すること。
○　障害者から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対し、必要に応じてメモを渡すなどすること。
(3)　ルール・慣行の柔軟な変更の具体例
○　障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで椅子などを用意すること。
○　スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保すること。
○　他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、緊張等を緩和するため、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備すること。
○　事務手続の際に、障害者から申し出があった際には、職員等が必要書類の代筆を行うこと。
○　敷地内の駐車場等において、障害者の来訪が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更すること。

○厚生労働省告示第四百六十六号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一に次のように加える。

平成二十七年度（同年度の七月から九月までの期間に限る。）	年マイナス二十・五五パーセント

○農林水産省告示第二千六百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　栃木県佐野市秋山町字出原沢一〇〇六、一〇一三、一〇一五の二、一一一四八、字出原一〇一五、一〇一五の三、一〇一六、字出原嶽ノ沢二〇九三、字出原船ケ沢二〇九四、二〇九五、二〇九六の一、字出原船ケ沢二〇九六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字出原沢一〇一三、一〇一五の二、一一一四八、字出原一〇一五、一〇一五の三、一〇一六、字出原船ケ沢二〇九六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　栃木県佐野市秋山町字梅木沢六七二の一、六七四、六七七、一七二九から一七三三まで、一七三六、一七四四、一七四五の一の三、一七四五の一の六、一七四五の一一、一七四八から一七五一まで、一七五三の五から一七五三の一二まで、一七五四の四、一七五四の六から一七五四の八まで、一七五六の一、一七五六の二、一七五七、一七六二、一七六四、一七六八の七、一七六八の一〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡市貝町大字田野辺字上中林一二八六の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上中林一二八六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び市貝町役場に備え置いて縦覧に供する。）